

議 第 1 号 議 案

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成27年2月24日提出

富士見市議会議長 吉 野 欽 三 様

提出者 議会運営委員会委員長 尾 崎 孝 好

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、富士見市議会委員会条例の一部を改正したいので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例

富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の富士見市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の富士見市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。